

会 議 録

会議録	平成 27 年度 第 9 回 長洲町教育委員会会議	
招集年月日	平成 27 年 10 月 27 日（火）午後 2 時	
招集場所	長洲町役場 3 階中会議室	
出席者	松本教育長、大山教育長職務代理者、木下委員、田中委員、伊津野委員	
欠席者	なし	
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、松林学校教育課長補佐	
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名	
日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 1		議事日程について
第 2		会議録署名委員の指名について
第 3	協議第 9 号	就学援助に関する準要保護者認定について【非公開】 (学校教育課)
第 4	報告第 26 号	平成 27 年度教育委員会の権限に属する事務の執行状況 の点検及び評価について (学校教育課・生涯学習課)
第 5	報告第 27 号	生徒指導について【非公開】 (学校教育課)
第 6	報告第 28 号	荒尾市給食センターの事務委託について (学校教育課)

【会議録】

事務局：皆さまこんにちは、会議を始めます前に、ご連絡いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 1 項に「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」とございますので、この規定に基づき、教育委員会議の議事進行を教育長にお願いいたします。

教育長：はい、皆さま改めましてこんにちは、それでは、早速、平成 27 年度第 9 回教育委員会会議を開催します。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

各委員：はい

教育長：次に会議の順番を変更いたします。日程番号第 3、協議第 9 号は個人情報が含まれますので非公開として最後に協議したいと思います。また、日程番号第 5、報告第 27 号の「生徒指導について」も個人情報が含まれますので非公開としたいと思います。

教育長：それでは日程番号第 2、会議録署名委員は大山委員を指名します。

大山委員：はい。

教育長：日程番号第 4、報告第 26 号を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 4、報告第 26 号「平成 27 年度教育委員会の権限に属する事務
の執行状況の点検及び評価について」このことについて、別紙のとおり報
告します。平成 27 年 10 月 27 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。
(以下、別紙にて説明)

教育長：説明が終わりましたが質問・意見はありませんか。

伊津野委員：2 点お願いします。1 点目は日付がずいぶん違った日付を書いています。確
認をお願いします。2 点目は人権教育のところの人権教育の推進（1）ののです
ね、末尾が「行った。」となっていますが、そのあとのカッコ書きのところは
「推進する」とか今から先のことも言えるような書き方になってるんで統一
した方がいいんじゃないかなという点が 2 点目ですね。

教育長：はい。日付と語尾ですね。再度確認してください。他にありませんか。

大山委員：7 ページの平成 27 年度基本方針というのは、これはいつも教育長が書いている
んですか。教育振興計画と教育要覧に書いてあるそもそも整合性ということな
んですけれども。教育要覧では教育方針となっているんですよ。その中のもつ
と基本的なものが書いてあるこの 7 ページはですねだから教育方針とその中の
基本ていうのを教育基本、教育というのを入れた方がいいと思ったんですよ。
第 2 点は、8 ページの人権教育ですね、これの中では人権教育というのを挙げて
ないというか別個にあげてないというか、それぞれの中に入れ込んでいるけれ
どもこれを独立させてトップに持ってきている。この中でも人権教育というの
は項目あげてしてないんですよ。だからこうゆう風に項目あげてするかとい
うのが 1 点ですね。振興の基本計画を作るときには 8 ページの一番左の欄教育
方針というところは学びのステージという風なところでやっとなるから、人権教
育、家庭教育、就学前教育・学校教育・社会教育というふうに分けてやっとな
るんですけどもその点はどうしたらいいのかというのを。それから 2 の家庭教
育のところの（2）家庭教育学習の充実と書いてある。学習の充実というのは取る
というか。10 ページの（2）も家庭教育の充実ですね。それと 4 の学校教育のと
ころの 12 番目学校評価の活用と書いてありますけれどもこれは教育振興計画の
中では開かれた学校づくりの推進というふうに書いているからそれもそっちの
方がいいんじゃないかなというふうに思います。

木下委員：これは教育基本方針に合わせるのが普通でしょ。

大山委員：これは、はっきりと項目としてあげてるというか。

木下委員：さっきの人権教育は二つ議論したと思いますが。

大山委員：これ作るときに議論したんですか。

木下委員：ここでも議論しましたよ。

学校教育課長：人権教育のところにについては、このままこれで行くのか。外して別のところ
に入れ込むのか。

大山委員：作られる方は、どういう意識でこのようにされたのかな。

事務局：こちらは継続して施策として残っているもので、基本計画の方が後からできたものですから整合性が取れてない部分があります。どこかで整合性を保たないといけないのかなと。

大山委員：これは平成 27 年度の点検評価だからですね。これが 27 年度として作られてるし、こっちの方も 27 年度のものとして作られてるからですね。これに基づいてこっちが作られてるというか。

木下委員：評価が一番あとですよ。その順番に合わせるということですね。

事務局：教育基本計画に合わせるというのがよろしいかどうか。

大山委員：教育基本計画に合わせるなら大分書き直さなければならんのですよ。学校にも入っとるし、社会教育にも入っとるですよ、こちらではですね。それでいいということであればそれでいいですけども。

木下委員：人権教育は今度の新しい考え方として取り出して全部をかぶせてるんでしょ。考え方として。だからこれには私は項目として上がらんとするわけですよ。でも全部の活動でやるんですよという、何条かに項目として特別出しとるわけですよ。全体をそれでもってまた各学校計画を立てたわけですからその考え方をすればなくても全体に入っている。ですよ。今までは人権教育は大事なもののだから図形の中では全部にかぶせてある。上に下にかぶせたりなんか考え方は合っている。これは項目のとりはずれる。その違いは確かにあるわけだから、そこらへんは私たちがしっかりしておけばいいのではないかな。

大山委員：これ作ったときは学びのステージというのを作ったもんだから。子の学びのステージのそれぞれで人権教育をしてるというか。中に人権教育を入れてるわけですよ。

生涯学習課長：施策としては取ってます。あとは見せ方というか。載せ方だろうと思いますので、これに合わせろということであれば合わせていきます。言われるように人権は大きなテーマというのは間違いない。あとは要はこれとこれ合わせろというんだったら合わせて、施策をこれに合わせたような格好で作成していきます。取り組みはもうしておりますので。

教育長：人権教育に関する取組は、ここに書いている取組だから。それをまとめてここに載っているだけで。訂正はここが就学前のところに行ったり、学校教育のところに行ったりするだけです。そうすると人権教育はどこに行ったのかとなるので、まとめているというだけです。ばらけてしまうと人権教育してないみたいな。書くことはここに書いてありますのでこのことですよ。実施しているのは

生涯学習課長：社会教育の方はですね。あとは学校の方でも当然やられていますのであとは編集の方ですか。

教育長：どうしますか。

大山委員：学びのステージというふうにしてないから、独立させてもいいかなとは思いますが、すけどね。

木下委員：学びのステージを項目として出した意味合いが分からん。

教育長：中身的にはこれなのでいいですか。

大山委員：私は（12）は変えた方がいいのではないか開かれた学校づくりの推進に。次行きますよ。11 ページ就学前教育の重点施策実績というところで、子育て支援課においてと書いてあるが幼稚園読書は学校教育課じゃないですか。

学校教育課長：まとめて子育て支援課で。

大山委員：今年度はということですか。

学校教育課長：昨年度も。窓口は子育て支援課です。

大山委員：11 ページの一番下。単位が人になっているが他は名になっているので統一した方がいいと思います。それと 12 ページの学力向上対策部会の委員ですけれども教育委員会で委員を教育委員と書いているけれども教育長でいいのでは。それと 13 ページの三校連携。これはまだやってないとおっしゃられたんですけどこれは上の方は私出たからはっきりおぼえているけど腹栄中学校で9月4日です。それと豊かな心の育成というところですね下から3行目各小中学校においていじめ防止に対する基本的方針を策定すると書いてあるけれどももうできてるのでは。

学校教育課長：もうできてます。

大山委員：これは前も言ったんだけど、15 ページの食育の推進のところの2行目の文章が少しおかしい。もう少し考えてほしい。それとその下、就学時健康診断、新入児という言葉は使うのか。それと 17 ページの（12）学校評価の活用というところが、開かれた学校づくりの推進にした方がいいといったところの下の方がですね、もうちょっと開かれた学校づくりの推進とするならば学校公開日であるとか学校便りを地域に回覧しているとかですね。そういう風にした方がいいかなと。学校評価に固定するんだったらこれでもいいですけど。それから 20 ページ。上から重点施策実績これは（14）の重点施策実績ではないんではないかな（17）か（18）ではないか。それと 24 ページ。一番下の文化財広報関係をなくすと言われたけど、それは次ページにあるからということですか。広報ながす5月号の後でしょ。

生涯学習課長：基本ここは文化財関係ですので、その内訳として文化財の委員会として学習会をしたり、あとは広報に載せてるということですから、わざわざ広報関係というのは取るということで、25 ページの広報も取るということです。

木下委員：内容は生きてるんですね。

生涯学習課長：内容は生きています。

大山委員：28 ページの一番下の重点施策実績の備品購入のところの一般硬式テニスネットと書いてありますが、この一般というのは。

生涯学習課長：B & G のテニスネットのことです。

大山委員：1 ページの文章のところを変えた方がいいんじゃないかなと思うんですが、教育委員会の活動状況というところですね、教育委員が町長が任命し議会の同意を得て云々というのが、2 回出てるので。

学校教育課長：2 段目、3 段目ですね。

大山委員：それとさっき伊津野先生が言われた「ですます調」というかそれを統一する。
以上です。

学校教育課長：もう一回見直します。

田中委員：教育委員の意見聴収というか校区懇談会を確か開いたと思うのでどこか載せられないかと思います。

木下委員：事業とか活動の中で書けばいいでしょ。

大山委員：もう一つ書くとすれば最後に点検評価というのがあるんですよ。年度末にね、
その中で教育委員会がどのようなことをしたかという実績とか自己評価みたいなものを書くのがあるからそこに書いてもいいですね。

学校教育課長：それがいいですね。

田中委員：学校訪問にPTAとか呼んだりすることはできないんですか。結局言いたいの
は施設とか予算のことをじゃないですかうちら保護者的には。だから回りなが
ら聞いたりあげるべきなのかなと思ったりしたんですけど。

木下委員：いいことだと思います。ただ両方の時間が取れない。

伊津野委員：24 ページの文化協会の助成金ですけど、これは文化協会にですか、嫁入り歌
保存会にですか。

生涯学習課長：文化協会にもやってるし、嫁入り歌保存会にもやっています。

伊津野委員：それは書いてないんですか。

生涯学習課長：嫁入り歌保存会へは伝統芸能団体への補助ですね。

伊津野委員：わかりました。

教育長：たくさんご指摘がありましたので、赤で書いてある委員は預けていってもらえば
助かるかなと思います。

他にありませんか。では、この件は終わります。

教育長：次に行きます。日程番号第 6、報告 28 号、「荒尾市給食センターの事務委託につい
て」

生涯学習課長：すいません先に部活動の話しをよろしいですか。

教育長：どうぞ。

生涯学習課長：日程にはありませんが、説明をしたいと思います。昨日、実は 3 回目検討
会を開催しましたが。平成 30 年に小学校の部活動を社会教育に移行するとい
う方針を県が、平成 27 年の 3 月に出しました。これを受けて町の方でも
どうしたらいいかということで、平成 27 年の 6 月から検討委員会を立ち上
げて検討を行っているところです。1 回目の検討委員会では、県の基本的な提
言とか 30 年までを待つとか概要の説明、それと、町内 4 小学校における部
活動の現状ということで、3 小学校で男子はサッカー、女子はミニバスケッ
ト、1 校はシーズン制といった、まずは現状の話しを 1 回目に 6 月にしてお
ります。2 回目が 8 月の 26 日に基本的には町内の小学生を対象としたそう
いった教室受け皿をどういったものがあるのかというのをですね、例えば、
長洲柔道とかバレイヤとか、そういったスポーツクラブが 7 団体、それと

総合型スポーツ地域クラブで卓球教室他 10 種目がありますので、そういった子どもたちが入れるようなものについての種目とか活動日ですとか練習時間とかいったものの現状の報告を 2 回目にしております。ちなみにこの 2 回目の会議の中で、委員の中からありましたのが、部活動から社会体育に移行するのにいろいろな課題がある。その中でも大きいのが部活に続いて引き続き社会体育になっても練習場所は学校がいいですとか、活動時間は放課後がいいとか、部費についても部活動と同程度がいいという風なのが大きなもの、それと併せていい指導者が欲しいとか、部活と同等の保険の内容が欲しいとか。社会体育移行にしても小学校外の活動だから練習活動にしても一定のルールが必要だという風なところが意見としてありました。おそらく保護者の方も同様ではないかと考えています。このような活動場所を小学校、活動時間を放課後でというのを前提に代替案を考えたときのやつが下の表です。長洲小学校・腹赤・六栄ではサッカー・ミニバスケットが、現状指導者が 3 人と 2 人ついてもらって・・・

大山委員：これは先生でしょ。

生涯学習課長：先生です。清里小学校ではシーズン制ということで、男子に 3 人女子 2 人です。サッカー・ミニバスケットシーズン制に今部活動に先生方がつかれている数を付けておりますが、これが社会体育に移行すると、先生に代わって指導者を見つけなければいけませんから、これぐらいの数の指導者がいらすと。指導者もいるし、報酬もいるしその財源として保護者が全部出すのがどうなのかというのが課題としてありますし、一番は 2 種目しかないのがいいのかと、引き続き学校でやるとなると指導者の確保、指導者の報酬、そもそも 2 種目という課題がありますよというのが 1 ページ目です。では、2 種目だけでは好ましくないのではというところで、2 ページ目です。サッカーミニバスケット以外にですね、例えば陸上とかテニスとかバドミントンとかそういったものを増やすとなると、さらに指導者がたくさんいますよというところです。22 人の指導者のところが、さらに 2 種目増やせば 38 人ということで、2 種目しかないからもっと増やしてくれという声に対して種目をじゃ、あと陸上・バドミントンを増やすと指導者が倍ぐらい入りますよと。だからもっと難しくなるし、さらには指導者の報酬も余計入りますよというところが上段のところですよ。そもそも学校で多種目の種目をやるのかと考えたときに、本来主催者によって変わってくるだろうというのが真ん中へんです。例えば、PTA でするならば PTA 活動の一環として指導者としては保護者が関わってスポーツ活動をしましょうとかですね。その例がちなみにスポーツ少年団とかそういうものです。スポーツ少年団というのは保護者が指導者として主体的に関わっているところで全国的にされているところです。2 つ目は社会教育団体が自分達の種目の人口を増やそうとか、競技力を向上しようということで学校にそういった指導者が関わっていくというのが社会教育団体がする場合です。

ちなみに県内でも部活動の活動を種目団体が引き受けてしましようというところもあると聞いています。あるいは総合型が総合型の活動として部活動の受け皿となってやりましようというのものもあるかもしれません。県内でもそういうところもあります。あるいはそういった総合型もないから行政が、町が直でですね受け皿となって指導者を直で雇って学校に派遣しましようというものも考えられると。いろんな団体が考えられるかなというのが真ん中へんです。一番長洲町が今回どうするかというのが一番下のところなんです。結論から言いますと前にも言いましたように、町内にはたくさんのスポーツ活動をしているクラブチームですとか総合型の教室があります。もう少し受け皿を補う意味では男子のサッカーについてはすでに総合型にもサッカーの教室があります。地域にもバレイヤというのがありますので、極端な話、部活動でサッカーが無くなってもこういうところに行こうと思えば行けるのかなと、女子の方はミニバスケットが3小学校で行われています。ただこのミニバスケットについては総合型にも教室がありませんので、できましたら総合型の方にもバスケットの教室を設けたいなというのを総合型の方でも考えられております。イメージとしては長洲中校区に1つ、あるいは腹栄中校区に1つ、2つぐらいのバスケの教室ができればとりあえず小学校のミニバスケットの受け皿としてなるのかなというのが1点と、もう一つがその下に行政というところで、総合型とかクラブチームで活動はされておりますがどうしてもご承知のとおり仕事が終わってから指導者の方が教室を開催されますので6時半とか7時とかどうしても遅くなります。保護者の方からすると引き続き放課後でというのものもあるのかなということでもう一つの案としてお付けしているのが一番最後のページです。最後のページの一番下のところなんです。これはまったくの案です。例えば、町内の4小学校に毎週一回一時間程度16時から17時ぐらいの一時間程度ですね小学生の高学年を対象に、メニューとしては一番下のところなんです。あの、陸上とか剣道とかサッカーとかそういった競技ではなくて、時期ごとにですね、ボールを使つての競技ですとか縄跳びとかゲームとかという風なそういった何かの競技をさせるとかではなく体を動かせるようなものをしてはどうか、これはあくまでも競技スポーツをさせると、部活みたいなサッカー・バスケットをさせるのではなくて16時から17時の間、子ども達の部活に代わる一つの居場所としてですね主には体力づくりを主としたものをやったらどうだろうかことで、昨日検討委員会で初めて出しました。検討委員会の中では非常にいい案だけれどもボール遊びや縄跳びは低学年にいい種目で、高学年には高学年向けのもっと違ったものをやればもっとよくなるのではないかと、長洲町あるいは長洲町教育委員会として放課後の子ども達のスポーツ活動や体力づくりをどう考えているのかそこを具体的に施策としてどう町では考えているんですかと聞かれて、昨年作りましたスポーツ推進計画の中には方向性まで入れておりますが具体的な事業とい

うところまではまだ盛り込まれておりませんと。昨日の会議の中では本来学校の中で行われている体育これも十分にされていると思いますがそれは別に長洲町として小学校の児童に対しての学校外の体力作りとかスポーツの推進とかについて基本具体的にどういう風な考え方で、さらにはその考え方の基にきちっとそれを実施していくための事業さらにはそれをするための予算をきちっと取っててですね、ぜひ進めてほしいというふうなご意見が出てきました。終わります。

大山委員：私ももう一度豊後高田に行きたいなと思うんですよ。あそこは野球をしてるんですよ各小学校が放課後に。

生涯学習課長：種目が野球でいいかどうか

大山委員：野球に限らずに。だからそういうのをもう一度勉強して、そして高田中が全国優勝してるんですよ。だからいろんな放課後にする活動というのがかなりされとるような感じがありますね。だから金曜日に行って言ってそういうのを見て、土曜日に土曜授業を見て帰るというのを今年度できんだろうかと

木下委員：それは賛成ですが、その前にさっきおっしゃったとおり教育委員会として放課後の子ども達をどうするか一応の方向性をいくつか出しておくこともいるのかなと、昔遊びをするとかね。小学校ですから体動かすことは動かしながら何かをする。それは安全に体力増強まで繋げるような形のものを我々がいくつか用意してそういった方向が一つですよ、その中には放課後子ども教室とか学童保育とかああいうのをひっくるめてなんか子どもたちの居場所づくり生活運動について教育委員としていくつかの方針を出しておくのが一つだと思うんです。それから豊後高田の方式が確かにあるから、高田方式もその中にいくつか取り入れられるのが必ずあると思います。それからもうひとつ課題的なものが。

生涯学習課長：今木下委員も言われたようにですね、今回は部活動ですからスポーツ系ですけれども、本来は放課後の子ども達の過ごし方スポーツ以外の社会教育もあると思います。スポーツしない子ども達もいますから。ただ何もしないで遊ぶというのもありだと思います。ただその時に町全体として子どもたちにこれからどういうふうな居場所を提供するのか、放課後子ども教室も学童もあるからですね、スポーツのクラブもあるし、あるいは公民館活動もあるし、特に世の中物騒な時代でもあるし安心して子どもたちに保護者からすると居場所としてそのようなものを作ってほしいというのがあるんだろうと、そういった意味では短時間にはできないと思いますが当然、生涯学習課も学校教育課も子育て支援課もいろんなところも連携してですね本当に長洲町として子どもたちの居場所づくりをどうするか。その時に今年の夏に木下委員がふるさと塾もされましたが、非常に町長も力入れておられますけれども本当に町全体としてじっくりと全体計画も見据えながらしていかないと、なかなか思いつきでもいけないだろうと思います。ただその中でも今回は社会体育スポーツについてはどうするのかというのが部活動の問題で、ちなみに腹赤小学校には音楽もありますので文科系もあり

ますから、文科系は何もありません。そういった意味ではそういう課題もあるんだらうというのを見据えながら、ただ足元のとりあえずは部活動をどう移行したらいいかなというので、12月の中旬ぐらいには4回目の会議をしてですね、方向性を出していかないとおそらく28年度にするなら間に合わないのかなというのを感じております。急ぐ必要はないと思いますが先ほどありましたように何をもってして長洲町教育委員会としてはどの時点で保護者に対して説明するのかというのを見据えながら、当然、先ほどの総合教育会議など町長とのすり合わせも必要かと思います。あるいはそういった受け皿もできてこないことには保護者に対して説明もつきません。新たにするなら予算も取らなければいけませんので非常に厳しい中で今から進めなければいけない状況だろうというところです。ましてや新たな事業をするということであればその財源も取らなければいけませんので、ますますあと11月・12月で時間も少なくなっているという状況です。

木下委員：早急に教育総合会議の中で一応我々も議論しているということを町にも言うておく必要がある。町には連絡とれてるんですか。

生涯学習課長：報告はその都度しております。

木下委員：きちっと議論されて方向性を出してあるからこれを総合教育会議で検討したらどうか。

生涯学習課長：私は、部活に代わる受け皿は、7つのスポーツクラブがあるし、総合型にもあるんですよ、ただ一番の問題は活動時間が遅いと、だから保護者からすると放課後学校で子どもを見てくればいいのかという声も大きいんだと思います。放課後子どもたちの居場所をどうするのかというのを用意しとかなないとかなかなか、いいよという保護者もいれば、学校終わってすぐ帰ってくるのは困る学校でどうにかしてくれという保護者もおられると思います。

大山委員：私たちは部活動があつてい状況しか知らないから、部活動が無くなって移行しているところを見ないと。

生涯学習課長：無いところは本当に、スポーツ少年団かあるいは民間の個人の方が作ったスポーツクラブかあるいは総合型か放課後にかませるようなやつかこのぐらいしかないんですよ。

大山委員：放課後にしたいのが保護者もだし、教育的にもそれがいいんだらうというのが、それをやってところが豊後高田でしょう。そこをメインにいくつか見て。

生涯学習課長：豊後高田は指導者はだれが雇ってるんですか。

大山委員：それをもう一度勉強したい。2千万の予算がついている。

教育長：教育委員会が主導権握っていかないといけないという項目だろうから部活動は。

木下委員：部活動での話しではなく、放課後の居場所づくりで話をすればいい。

教育長：検討委員会で決めろというわけにはいかない。私たちがこの意見を聞き方針を出さないことには先に進まないだらうと思います。次に給食センターの件を議題とします。事務局説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第6、報告28号、「荒尾市給食センターの事務委託について」この

ことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 10 月 27 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：報告がありましたが、質問等はありませんか。

大山委員：説明の中で 27 年度で前年度比で 819 千円の予算増になると。これは年間かな。

学校教育課長：年間です。

大山委員：年間の町からの支出がということ。

学校教育課長：今年出している予算のプラスということです。

木下委員：余計いるとたいな。

学校教育課長：なぜ余計いるかという。委託にすると全部消費税がつきます。この委託業者の欄を見てください。一番下が計ですけどもその上に消費税というのが消費税が 7,197 千円というのがございます。同じく人件費ですけども委託をすれば消費税がつきます。同じ金額でも 7 百万上乗せでやらなければならないという格好ですので、この分がどうしても引き算にならない足し算になってしまいます。

木下委員：消費税は公的なものには免除はないんですかね。

学校教育課長：ないです。

大山委員：栄養教諭というのは県職員か。

学校教育課長：はい。

大山委員：町の出費としてはあまり変わらないということに。

学校教育課長：先ほど 80 万程とありましたけれど、入札で落ちればそれが 0 に近づいてくるんですが、ただ、荒尾の給食センターも修理とかが予定がありましてその辺をいつの時点でやるかというのがありまして、もしも来年度に業者に持たせる以上は、ある程度修理もしなくてはいけないかなと。今冷蔵庫がやばいと。冷蔵庫の修理に 500 万ほどかかるそうです。それが来ますと長洲町の負担は 21.2% ですので 100 万加算になるというところです。それがこれに乗っかるか乗っからないかというところで、今現在はですね委託して、費用を上げたくはないんですね。修理等については計画的に行っていて、費用を上げてくよう調整したいと思っています。

大山委員：修理は委託せんでもプラスされるわけやろ。

学校教育課長：修理は市の計画的なやつですから。例えばギリギリ今年度でするかもう一年延ばしてもらうか選択肢がありますので、ただ町長としても切り替えの初年度にはなるべく抑えてほしいと。その翌年度に必要ならばなんとかという風な気持ちがおありですので、現場と荒尾市の財政もでございます。うちの方の財政もでございますので、今現在はその辺は未定でございますが、現状で推移したところプラスの 80 万ぐらいですというところですよ。

教育長：ほかに。

田中委員：いわゆる正規職員はどこかに行かれるということで、臨時職員の方とかはそのまま雇ってもらえるというような形の民間委託ですか。

学校教育課長：民間の業者の方にできるだけ今いらっしゃる方が希望されればそのままお雇いしていただければという話にはなっております。

教育長：ほかに。

木下委員：これは決定したことかな。

学校教育課長：中身は決定しております。

木下委員：将来を見通すならば何十億の改修が何年か先、荒尾市が建て替えるという時の負担金は今言った 20%程度になるわけか。

学校教育課長：その時の協議になると思います。いずれにしても荒尾市が協議の場を設け始めたら同時に長洲町も協議をすべきだと思います。今現在民間委託に代わっても安全安心な学校給食の提供をしてくださいよというお願いをまずはしていくとこじゃないかなと思います。

教育長：他にありませんか。なければ、これで、この件は終わります。

教育長：次に行きます。日程番号第 3、協議第 9 号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 3、協議第 9 号「就学援助に関する準要保護認定について」協議方お願いします。平成 27 年 10 月 27 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。
(以下、別紙にて説明)

【非公開】

教育長：では、次に行きます。

教育長：日程番号第 5、報告第 27 号について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 5、報告第 27 号「生徒指導について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 10 月 27 日 長洲町教育長 松本 昇
(以下、別紙にて説明)

【非公開】

教育長：他にありませんか。無いようですので、これで、全日程を終了します。第 9 回教育委員会会議を終わります。